## 無縁墳墓等改葬公告

辰野町霊園整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成29年12月18日

長野県上伊那郡辰野町

1．墳墓等所在地　長野県上伊那郡辰野町大字伊那富4153番地

1．墳墓等の名称　辰野町霊園

1．死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　榎本　石蔵　長野県上伊那郡辰野町大字樋口451番地　榎本　　清

1．改葬を行おうとする者　長野県上伊那郡辰野町中央1番地　辰野町長　武居　保男

## 公示送達

宮古都市計画事業鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については、（同法第99条第２項の規定に基づき）送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年12月18日

宮古都市計画事業

鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業

施行者　宮古市

代表者　宮古市長　山本　正徳

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　東京都品川区大崎１丁目19番13―2803号

氏名　熊谷　光正

2　通知の内容

文書番号　都第135―19号　平成29年６月26日

仮換地

街区番号　51街区

画地番号　１画地

地積　163.76㎡

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

平成29年８月31日

教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

なお、当該通知は掲載を省略し、岩手県宮古市新川町２番１号の宮古市掲示板に掲示しています。

## 公示送達

仙塩広域都市計画事業名取市閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関して、書類の送付を受けるべき者の送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定により、書類の送付に代えてその書類の内容を次のとおり公告します。なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを名取市閖上一丁目47番において掲示しています。

平成29年12月18日

仙塩広域都市計画事業名取市閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　名取市

代表者　名取市長　山田　司郎

1　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不明　氏名　丹野清三郎　外７名

2　通知の内容

平成27年11月19日付け名区発第170号の「仮換地指定通知」について、使用又は収益を開始することができる日を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定により、通知します。

教示

1　この通知にかかる処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

2　この通知にかかる処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 会社その他の公告

### 解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十八日

札幌市豊平区平岸四条十六丁目二番一〇号

ＡＭＳ平岸四―六―一〇二号

株式会社Ｗｉｎｄａｍ

代表清算人　齊藤　南風

### 解散公告

当社は、平成二十九年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十八日

秋田県男鹿市船川港南平沢字観音沢二番地

有限会社誠和建設

清算人　髙桑　和隆

### 解散公告

当社は、平成二十九年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十八日

山形県東田川郡庄内町狩川字山居四八番地の二

有限会社ホンダ製工

清算人　本田　守

### 解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十八日

茨城県筑西市みどり町一丁目八番一九

有限会社成和

代表清算人　陶山　和道

### 解散公告

当法人は、社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十八日

群馬県高崎市元島名町一三八二番地七

特定非営利活動法人青木ノアアツ２輪促進委員会

代表清算人　青木　宣篤